

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字府川字高畑一二九三番一 地先から同市大字府川字高畑一一九八番一 地先まで		区間
一五・〇〇〃 三〇・五五	九・五九〃 一四・五四	敷地の幅員 (メートル)
三三八・〇三		延長 (メートル)
交差点改良事業による。		備考